

第 部 (株)新鮮組本部と新鮮組チェーン」システムについて

1、わが社の経営理念

既存CVSチェーンのフランチャイズビジネスは、チェーンロイヤルティーが高額・高率である為、参加加盟店の収益率が著しく低く、参加チェーン本部からの離脱が増加していると共に、参加チェーン本部への不信感から裁判争議にまで至っているチェーンがあるほどです。
その為、当社は「加盟店への支援」とは何かを基本とし、「加盟店の収益向上」を第一とするフランチャイズ本部を設立いたしました。
これは、当社のロイヤルティー制度を加盟店にとって納得しえる設定とし、加盟店の努力が店収益に直結するチェーンシステムであるということです。
従って、当社は他社CVSチェーンに加盟しているFCジー、及び単独小売店をメインターゲットとし、フランチャイズシステムによる事業展開を図ります。
又、遊休土地や多角化提案による複合店出店の促進を行い、店舗数拡大により本部収益の向上を推進いたします。
以上信頼をベースとしたフランチャイズシステムを前提に「加盟店との共存共栄」という基本テーマにたえず真摯に取り組む「チェーン本部」を目指し、地域一番店作りを拡大してまいります。

- (1) 加盟店オーナーの繁栄と自己実現への支援。
- (2) 全社員の自己実現の尊重と機会の提供及び支援。
- (3) ヒューマンネットワークを尊重、活用し共存共栄を図る。

2、本部の概要

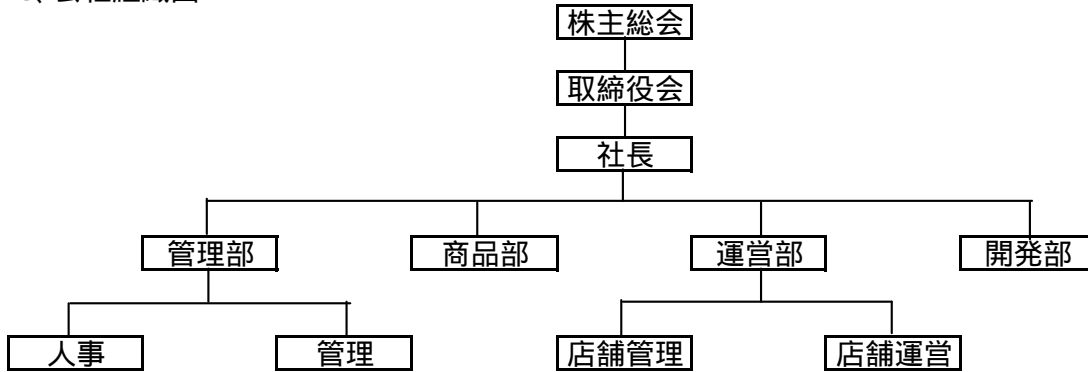
平成14年 3月 31現在

- (1) 社名 株式会社 新鮮組本部
- (2) 所在地
〒 104 - 0043
住所 東京都中央区湊 2 - 9 - 1 第1オゾンビル 6F
TEL 03 - 3555 - 8866
FAX 03 - 3553 - 0203
- (3) 資本金 160,000,000 円
- (4) 設立 昭和57年4月23日
- (5) 事業内容 コンビニエンスFC本部 新鮮組チェーンの展開
- (6) 他の事業 なし
- (7) 事業開始 昭和61年9月
- (8) 主要株主
萩原 康三 70.00%
- (9) 主要取引銀行
みずほ銀行
東京三菱銀行
- (10) 従業員数 35名
- (11) 子会社 なし
- (12) 所属団体 なし

【沿革】

昭和57年 株式会社佐竹栄商事 設立
昭和61年 9月 FC1号店を中央区月島にオープン。
昭和62年 株式会社新鮮組本部に社名変更。
昭和63年 7月 POS, EOSシステム導入。
平成5年 7月 店舗数、30店舗。
平成6年 10月 POS, EOSの再構築。
平成12年 5月 資本金を1億6千万円に増資
平成14年 3月 店舗数、49店舗。

3. 会社組織図



4. 役員一覧

平成14年 3月 31現在

代表取締役社長	萩原 康三
取締役	渡辺 清
"	久保山 修
"	高本 俊雄
監査役	澁川 恒夫

5. 貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

科 目	12年3月期	13年3月期	14年3月期	科 目	12年3月期	13年3月期	14年3月期
流動資産	517	526	757	流動負債	660	581	700
現金預金	269	293	483	買掛金	455	396	471
商品	71	73	76	短期借入金	24	32	64
短期貸付金	33	39	55	預り金	91	83	74
加盟店貸	123	109	129	その他	90	70	91
その他	21	12	14	固定負債	851	821	900
固定資産	1,118	1,103	1,088	長期借入金	681	703	763
有形固定資産	600	599	612	その他	170	118	137
無形固定資産	86	74	70	負債の部合計	1,511	1,402	1,600
投資等	432	430	406	資本金	80	160	160
繰延資産	45	37	36	剰余金	89	104	121
資産の部合計	1,680	1,666	1,881	資本の部合計	169	264	281
				負債・資本合計	1,680	1,666	1,881

損益計算書 (単位百万円)

科 目	12年3月期	13年3月期	14年3月期
営業損益の部			
営業収益	5,712	5,837	6,130
売上高	5,712	5,837	6,130
営業費用	5,622	5,745	6,034
売上原価	4,610	4,692	4,861
販売費 一般管理費	1,012	1,053	1,173
営業利益	90	92	96
営業外収益	3	2	3
営業外費用	43	46	41
経常利益	50	48	58
特別損失	24	21	27
税引き前当期利益	26	27	31
法人税等	10	12	14
当期利益	16	15	17
前期繰越利益	73	89	104
当期末処分利益	89	104	121

6. 売上・出店状況:加盟店・直営店別

(1)全店売上高推移

年度	売上高 (百万円)
98年度	6,320
99年度	6,480
00年度	6,880
01年度	6,938

(2)店舗数推移

年度	総店舗数 (店)
98年度	57
99年度	56
00年度	46
01年度	47

7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
99年度	2
00年度	3
01年度	5

8. 訴訟件数

・直近5事業年度、提訴・提起訴え件数

年度	加盟者よりの訴え件数	当社提起訴え件数
97年度	なし	なし
98年度	なし	なし
99年度	なし	なし
00年度	なし	なし
01年度	なし	なし

第 部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等 (フランチャイズ契約書の表題)

新鮮組フランチャイズ加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

売上高・諸経費・収益予測を提示

(立地条件・店舗形状・通行量・競合条件等と、過去の実績による諸経費等を勘案し計算した合理的事業計画を提示。)

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 金銭の額又は算定方法

加盟契約金 1,500,000 円 (別途消費税)
 加盟保証金 3,000,000 円

(2) 性質

加盟契約金 フランチャイズ加盟運営ノウハウ使用許諾に対する対価
 加盟保証金 加盟者が本部に対して負う事がある債務の担保

(3) お支払の時期

加盟契約金 フランチャイズ加盟契約締結時
 加盟保証金 フランチャイズ加盟契約締結時

(4) お支払方法

加盟契約金 当社指定金融機関への口座振込
 加盟保証金 当社指定金融機関への口座振込

(5) 当該金銭の返還の有無及び条件

加盟契約金 　　いかなる理由があっても返還されません。
加盟保証金 　　契約終了時に一切の債権・債務を精算し、契約終了月翌月末日に返還します。

4. 売上金等の送金義務の有無 概要

送金義務 　　有り
概 要 　　契約店舗の売上金等は、当日の収納額を翌日午前中に当社指定の銀行口座へ振込送金します。
送金手数料は当社負担とします。

5. 加盟者に対する開業資金貸付・あるいは貸付の斡旋等

当社取引金融機関の紹介 斡旋

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟店に販売又は斡旋する商品分類

ファストフード(米飯・サンドイッチ・おにぎり等) 日配品 加工食品 飲料 菓子
アイスクリーム等(冷凍食品) 雑貨 雑誌 書籍 新聞 その他サービス
免許店(酒・タバコ)

(2) 商品等の供給条件

商品の仕入れに当たっては当社又は本部の推薦する取引先から、本部の指定する基準に従って行うものとします。

(3) 配送日・時間・回数に関する事項

2回/毎日 夜間及び午前又は午後 (ファストフード・日配品)
1回/日曜を除く毎日 夜間 (加工食品・飲料・菓子・雑貨・雑誌・書籍・酒)
" 午前又は午後 (アイスクリーム等 一部新聞・サービス)
1回/週 午前又は午後 (タバコ)

(4) 仕入先の推奨制度

加盟店は本部が推薦する取引先以外から商品を仕入れる場合は、事前に本部の承認を得る事とします。

(5) 発注方法

POSシステムによる発注(部FAX発注)

(6) 売買代金の決済方法

加盟店の売上等送金から、当社が会計業務を代行し毎月末貸借対照表・損益計算書・及び清算書を作成し、清算金を翌月末に加盟者の指定する銀行口座に振込み支払します。

(7) 返品

加盟店は納品責任者の責に於ける汚破損及び瑕疵商品と、本部が認めるもの意外は納品検収後の返品は出来ません。

(8) 在庫管理等

加盟店は商品、食材及び消耗品在庫を本部指定の方法で管理します。

(9) 販売方法

研修時の教育内容・マニュアルに従い販売を行います。

(10) 商品の販売価格

市場動向・消費動向・地域特性等を考慮し基本的推奨価格を本部が提示しますが、加盟店はそれを強制されるものではありません。

(11) 許認可を要する商品の販売について

加盟店が本部指定以外の商品を仕入れる場合は、事前に書面にて本部の承認を得る事とします。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 加盟に際しての研修等実施の有無

実施している

(2) 加盟に際し行われる研修の内容

研修受講必須対象者 加盟者及び店舗運営責任者(店長)

実施期間 2週間～3週間(習熟度合いによる)

場 所 当社事務所(Off,J,T) 当社直営店舗(O,J,T)

内 容	FCビジネスの概要、店舗経営・運営についての講義・指導。 運営手法についての実技指導。
費 用	加盟契約金に含む。但し交通費等その他は参加者負担。
(3) 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数	加盟者及び店舗運営責任者(店長)
対象者	加盟者及び店舗運営責任者(店長)
実施期間	契約期間中の継続実施。(1~2回/週)
場 所	契約店舗
内 容	経営上の基本業務確認・指導。 店舗運営基本業務の確認・指導。 商品情報の紹介・説明。販促業務の検討実施・フォロー。
費 用	ロイヤルティーに含む。

8、使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- (1) 当該使用させる商標、商号その他の表示
商 標 別紙
商 号 (A)新鮮組 (B)竹丸君の新鮮組
- (2) 当該表示の使用についての条件
上記の商標・サービスマークは加盟者が契約店舗を運営する為にのみ使用することができます。
加盟者がその使用に当たっては当社の指示に従い、契約終了時は直ちにこれらの商標・サービスマークの使用を中止し、新鮮組イメージの無い状態にしなければなりません。

9、契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

- (1) 契約期間
7年
- (2) 契約の更新の要件及び手続き
契約期間満了6ヶ月前に本部が更新契約内容を提示し、双方確認の上更新されます。
又、既存契約に双方異議が無ければ既存契約同条件にて、7年間の自動延長となります。
- (3) 契約解除の条件及び手続き
本部・加盟者双方、契約期間満了の6ヶ月前の書面による予告により契約を終了させる事ができます。
- (4) 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法、その他義務の内容等
契約解除の原因となった行為により、又は解約の前後に本部の信用を著しく傷付けた行為により本部が被った損害額の賠償を請求することができます。

10、加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- (1) お支払いいただく金銭の額又は算定方法
名 称 ロイヤルティー
契約店舗の月間総売上の4% (消費税別)
(月間とは暦月の1日から末日を以って月間とします。)
- (2) 金銭の性質
ロイヤルティー
チェーンシステム全体のノウハウ使用料、及び継続的経営・運営指導の対価。
- (3) 支払時期
加盟店からの売上送金管理と、仕入代金代行支払業務に則り毎月末処理とします。
- (4) 支払方法
上記(3)

11、店舗の営業時間・営業日・休業日に関する義務等

本部と加盟者双方の協議の上決定します。

12、テリトリー権の有無

テリトリー権はありません。

13、競業禁止義務の有無

加盟者による当社同業他社への加盟は禁止します。
但し、他業種への加盟は本部へ事前相談での検討とします。

14、守秘義務の有無

加盟者は契約・規定・マニュアル・指導等の内容は、第三者に漏洩しない事の守秘義務を負います。

15、店舗構造・内外装についての特別義務

当チェーンの統一イメージ保持のため、店舗の構造、内外装、諸設備、備品、及び使用色は標準店舗の仕様に従い工事します。

16、契約違反をした場合の違約金(金額)、その他の義務に関する事項等

加盟者に契約上の不履行があった場合は、当該不履行について解約・解除・罰則に関する規定に従い罰則金の支払義務を負います。

17、事業活動上の損失に対する保証の有無及びその内容等

加盟店の年間総粗利益高が2,000万円に満たない場合は、その不足額を本部が補填します。
(加盟者の年間総粗利益高2,000万円保証。)